



島根県報

平成26年11月21日（金）

号外 第 139 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改正	（管 財 課）	2
測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改正	（土 木 総 務 課）	2
島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱の一部改正	（ " ）	14

【公 告】

平成27年から平成29年までににおける庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加者の資格審査の実施	（管 財 課）	31
---	---------	----

告 示**島根県告示第649号**

庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成17年島根県告示第208号）の一部を次のように改正する。

平成26年11月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第2項第1号を次のように改める。

(1) 政令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

第4条第1項中「隔年（平成17年から起算して2年を経過したごとの年をいう。）」を「3年ごと」に改める。

第7条中「2年間」を「3年間」に改める。

附 則

この告示は、平成26年11月21日から施行し、平成27年から平成29年までに県が発注する庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査から適用する。

島根県告示第650号

測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第272号）の一部を次のように改正する。

平成26年11月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第3条中「の各号」を削り、同条第2号中「滞納がないこと又は納税義務」を「未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。以下同じ。）」に改め、同条第3号中「滞納がないこと又は納税義務」を「未納の税額（納期限が到来していないものを除く。以下同じ。）」に改める。

第5条第2項中「の各号」を削り、同条第3項中「測量、地質調査・建設コンサルタント等有資格者名簿」を「測量、地質調査、建設コンサルタント等有資格者名簿」に改める。

第6条第2項中「1月10日」を「12月15日」に、「2月10日」を「1月31日」に改め、同条第3項中「8月15日から8月25日までの間及び3月20日から3月31日まで」を「8月1日から8月11日まで」に、「翌年度については8月15日から8月25日まで」を「翌年度については4月15日から4月25日までの間、8月1日から8月11日まで」に改める。

第7条第1項を次のように改める。

入札参加資格の認定を受けようとする者は、当該認定を受けようとする者の商号又は名称、代表者の氏名、認定を希望する業務の内容その他入札参加資格審査に必要な事項を資格申請システム（島根県電子調達共同利用システムから当該システムを利用する地方公共団体に、入札参加資格の認定を申請することができるシステムをいう。以下同じ。）から入力して、知事に申請しなければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めるときは、測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下この条において「申請書」という。）を知事に提出することにより、申請することができる。

第7条第4項中「申請書」を「第1項ただし書及び前項の規定により提出する書類」に、「へ持参又は郵便若しくは」を「に郵便又は」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第5項とする。

ただし、知事がやむを得ない事情があると認めるときは、知事が別に定める方法により提出することができる。

第7条第3項中「第1項各号」を「第2項各号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項ただし書及び前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申請を行った者（第8条において「申請者」という。）は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。この場合において、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第7条第1項、地質調査業者登録規程第7条第1項又は補償コンサルタント登録規程第7条第1項の規定により国土交通大臣に対して現況報告書を提出した者にあつては、当該現況報告書の写しをもって、第2号、第3号、第5号及び第6号の書類に代えることができる。

- (1) 営業所の設置状況が確認できる書類
- (2) 測量等の実績が確認できる書類
- (3) 技術者の経歴が確認できる書類
- (4) 役員等名簿及び照会承諾書（様式第2号）
- (5) 財務諸表
- (6) 測量業者、建設コンサルタント（建設コンサルタント登録規程第2条の規定により登録を受けた者に限る。）、地質調査業者（地質調査業者登録規程第2条の規定により登録を受けた者に限る。）、補償コンサルタント（補償コンサルタント登録規程第2条の規定により登録を受けた者に限る。）その他営業に関し法律上必要とされる登録を受けた者にあつては、登録証明書又は登録通知書の写し
- (7) 法人にあつては、登記事項証明書
- (8) 個人事業主にあつては、本籍地発行の身分証明書
- (9) 委任状（契約の締結に係る権限を委任する者に限る。）
- (10) 県民センター所長が発行した県税の未納の徴収金がないことの証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (11) 消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの納税証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (12) 業態調書（様式第3号）
- (13) 補償コンサルタント業務に関する調書（様式第4号。補償コンサルタント業務の入札参加資格審査を申請する者に限る。）
- (14) 建築コンサルタント業務に関する調書（様式第5号。建築コンサルタント業務の入札参加資格審査を申請する者に限る。）
- (15) CPD（一般社団法人島根県建築士会の継続能力開発制度をいう。）の単位の取得確認書類（様式第6号）
- (16) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第10条第1項中「の各号」を削り、「書面により」を「、当該変更のあった事項の内容その他必要な事項を資格申請システムから入力して、」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事がやむを得ない事情があると認めたときは、測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格変更届出書（様式第7号。以下この条において「変更届出書」という。）を知事に提出することにより、届け出ることができる。

第10条第1項第3号中「第7条第1項第6号」を「第7条第2項第6号」に改め、同項第4号中「第7条第1項第8号」を「第7条第2項第9号」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の規定による届出を行った者は、同項の変更があったことを証明する書類（同項第4号の事項に変更があった場合にあつては、当該変更に係る委任状その他知事が必要と認める書類）を提出しなければならない。

3 第7条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による届出及び前項の規定による書類の提出について準用する。この場合において、第7条第3項中「第1項ただし書及び前項」とあるのは「第10条第1項ただし書及び第2項」と、「申請書」とあるのは「変更届出書」と、同条第4項中「第2項各号に掲げる書類」とあるのは「第10条第2項の書類」と、同条第5項中「第1項ただし書及び前項」とあるのは「第10条第1項ただし書及び第2項」と読み替えるものとする。

様式第1号中14の表を次のように改める。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

役員等が暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者であるか否かを確認するため、島根県警察本部又は各市町村の区域を管轄する警察署に対して、本書による照会が行われることに同意します。

また、警察から得られる情報を、本書の提出を受けた地方公共団体から資格申請システムにより同時に入札参加資格審査の申請を受けた他の地方公共団体に情報提供が行われることに同意します。

なお、本書記載の内容は、事実と相違ありません。

代表者職氏名

㊟

様式第3号（第7条関係）

業 態 調 書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

1 資本関係に関する事項

(1) 会社法第2条第4号の親会社

商号又は名称	本 社 住 所

(2) 会社法第2条第3号の子会社

商号又は名称	本 社 住 所

(3) 会社法第2条第4号の親会社を同一とする子会社の関係を有する会社

商号又は名称	本 社 住 所

2 役員等の兼任に関する事項

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職		
役職	氏 名	商号又は名称	本 社 住 所	役職

(注)

- 1 記入欄が足りない場合には、適宜記入欄を追加して用いること。
- 2 「役員等」としては、代表取締役、取締役（社外取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）並びに会社更正又は民事再生の途中である会社の管財人を記入すること。
なお、監査役及び執行役員は、「役員等」に該当しない。
- 3 異動があった場合は、速やかに届け出ること。

様式第4号を削り、様式第5号を様式第4号とし、様式第6号を様式第5号とし、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第6号（第7条関係） その1

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

印

建築士会継続能力開発（CPD）証明願

このことについて、次の者の「研修による能力開発」の取得単位数を証明願います。

（ 年度から 年度まで）

1 氏 名 _____

2 CPD登録番号 _____

（以下、建築士会記入欄）

上記の者は、建築士会継続能力開発（CPD）制度に参加登録し、次のとおり「研修による能力開発」の単位数を取得していることを証明します。

1 参加登録年度 年度

2 取得単位数（ 年度～ 年度）

年度 単位

年度 単位

年度 単位

年度 単位

年度 単位

合計 _____ 単位

年 月 日

印

様式第6号（第7条関係） その2

建築士会継続能力開発（CPD）制度の取得単位数一覧表

申 請 者

商号又は名称

建築士会継続能力開発（CPD）制度の「研修による能力開発」の 年度から 年度までの取得単位数は、次のとおりです。

登録者氏名	登録番号	参加登録年度	取得単位数 (年度～ 年度合計)
合計取得単位数			

- (1) 各登録者について、別添「建築士会継続能力開発（CPD）証明願」による（一社）島根県建築士会の証明を添付すること。
- (2) 各登録者の雇用関係が証明できる書類を添付すること。

様式第7号（第10条関係）

測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格変更届出書

年 月 日

島根県知事 様

郵便番号及び

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

下記のとおり変更があったので、届け出ます。

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

※本社又は支店、営業所等の所在地が変更になった場合は、必ず変更後の郵便番号、電話番号及びFAX番号を記載すること。

附 則

この告示は、平成26年11月21日から施行する。

島根県告示第651号

島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第273号）の一部を次のように改正する。

平成26年11月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第3条中「の各号」を削り、同条第3号中「平成6年建設省告示第1461号。以下「建設省告示」を「平成20年国土交通省告示第85号。以下「国土交通省告示」に、「当該経営事項査」を「当該経営事項審査」に、「（建設省告示第1第1号1）」を「（国土交通省告示第1第1号2）」に改め、同条第4号中「滞納がないこと又は納税義務」を「未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。以下同じ。））」に改め、同条第5号中「滞納がないこと又は納税義務」を「未納の税額（納期限が到来していないものを除く。以下同じ。））」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 加入義務のある社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入していること。

第4条第1項中「建設工事の種類は」を「工事種別は」に改め、同条第2項中「次の各号」を「第1号」に、「総合審査した結果」を「審査した結果（土木一式工事及び建築一式工事にあつては、次に掲げる事項を総合審査した結果）」に、「申請者」を「第6条第1項の規定による申請を行った者（以下「申請者」という。））」に改め、同項第1号中「建設省告示」を「国土交通省告示」に改め、同項第2号中「2年度」を「3年度」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「申請日の属する年の前2年」を「定期審査の申請期間（第5条第2項の規定により定期審査の申請をすることができる期間をいう。以下同じ。）の初日前2年（追加審査及び随時審査を受ける場合にあっては、当該審査の直前の定期審査の申請期間の初日前2年）の間」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「申請日の属する年の前2年」を「定期審査の申請期間の初日前2年（追加審査及び随時審査を受ける場合にあっては、当該審査の直前の定期審査の申請期間の初日前2年）の間」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、同項第7号中「における実施団体としての登録及び活動の状況」を「の登録事業者としての活動状況」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同項第10号中「参加事業者」を「登録事業者」に、「登録状況」を「活動状況」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第11号を削り、同項中第12号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) CPDS（一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度をいう。）におけるユニット（学習単位をいう。）及びCPD（一般社団法人島根県建築士会の継続能力開発制度をいう。以下同じ。）の単位の取得状況

第4条第2項中第13号を削り、第14号を第12号とし、第15号を第13号とし、同項第16号中「新卒者」を「若年者（30歳未満の者をいう。以下同じ。））」に改め、同号を同項第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

(15) 学校支援企業等（島根県教育庁社会教育課が所管する明日のしまねを担う子どもたちの夢を育む学校教育活動を支援する企業等をいう。）の登録事業者としての活動状況

第5条第2項中「1月4日」を「12月15日」に改め、同条第3項中「8月15日から8月25日までの間及び3月20日から3月31日まで」を「8月1日から8月11日まで」に、「翌年度については8月15日から8月25日まで」を「翌年度については4月15日から4月25日までの間、8月1日から8月11日まで」に改める。

第6条第1項を次のように改める。

入札参加資格の認定を受けようとする者は、当該認定を受けようとする者の商号又は名称、代表者の氏名、認定を希望する業種その他入札参加資格審査に必要な事項を資格申請システム（島根県電子調達共同利用システムから当該システム利用する地方公共団体に、入札参加資格の認定を申請することができるシステムをいう。以下同じ。）から入力して、知事に申請しなければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めるときは、建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下この条において「申請書」という。）を知事に提出することにより申請することができ

る。

第6条第6項中「申請書」を「第1項ただし書及び第2項から第4項までの規定により提出する書類」に改め、「県内に主たる営業所を有する者にあつては当該主たる営業所の所在地を管轄する支庁又は県土整備事務所へ、その他の者にあつては、」を削り、「へ持参し、又は郵便若しくは」を「に郵便又は」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第7項とする。

ただし、知事がやむを得ない事情があると認めるときは、知事が別に定める方法により提出することができる。

第6条第5項中「第1項各号」を「第2項各号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前3項」を「第1項ただし書及び前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 申請者は、次に掲げる書類（県内に主たる営業所（法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）を有する者にあつては第1号に掲げる書類を、県外に主たる営業所を有する者にあつては第14号から第20号までに掲げる書類を除く。）を知事に提出しなければならない。

- (1) 許可行政庁が発行する建設業許可を証明する書類（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 営業所の設置状況が確認できる書類
- (3) 役員等名簿及び照会承諾書（様式第2号）
- (4) 建設工事施工実績証明書（様式第3号）（直前の経営事項審査において申請する業種の種類別年間平均完成工事高がない者に限る。）
- (5) 直前の経営事項審査に係る総合評定値通知書の写し
- (6) 直前の経営事項審査の際に提出した工事経歴書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第2号の2）の写し
- (7) 直前の経営事項審査の際に提出した技術職員名簿（建設業法施行規則別記様式第25号の6別紙2）の写し
- (8) 法人にあつては、登記事項証明書
- (9) 個人事業主にあつては、本籍地発行の身分証明書
- (10) 委任状（契約の締結に係る権限を委任する者に限る。）
- (11) 県民センター所長が発行した県税の未納の徴収金がないことの証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (12) 消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの納税証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (13) 業態調書（様式第4号）
- (14) 障害者雇用状況調書（様式第5号）（土木一式工事又は建築一式工事の入札参加資格の認定を受けようとする者で、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により障害者雇用が義務付けられているもの又は障害者雇用が義務付けられていないもののうち障害者を雇用しているものに限る。）
- (15) 災害時地域貢献申告書（様式第6号）（土木一式工事又は建築一式工事の入札参加資格の認定を受けようとする者のうち、国、県又は県内市町村と防災協定を締結している団体に加盟していないもので、国、県又は県内市町村からの要請を受け緊急時対応を行った実績のあるものに限る。）
- (16) 雇用者関係調書（様式第7号）（土木一式工事又は建築一式工事の入札参加資格の認定を受けようとする者のうち、若年者の雇用及び継続雇用がある場合に限る。）
- (17) CPD取得確認書類（様式第8号）（建築一式工事の入札参加資格の認定を受けようとする者のうち、CPDの単位を取得しているものに限る。）
- (18) ボランティア活動実績報告書（様式第9号）（土木一式工事又は建築一式工事の入札参加資格の認定を受けようとする者のうち、ハートフルしまねとしての登録及び活動実績があるものに限る。）
- (19) 労働安全講習受講実績報告書（様式第10号）（土木一式工事又は建築一式工事の入札参加資格の認定を受けようとする者のうち、建設業労働災害防止協会の実施する労働安全講習の受講実績のあるものに限る。）

(20) 第17号に掲げるもののほか、第4条第2項第5号から第15号に規定する状況が確認できる書類（土木一式工事又は建築一式工事の入札参加資格の認定を受けようとする者のうち、同項第5号から第15号の中で該当があるものに限る。）

(21) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第9条第1項中「の各号」を削り、「書面により」を「、当該変更のあった事項の内容その他必要な事項を資格申請システムに入力して、」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事がやむを得ない事情があると認めたときは、建設工事入札参加資格変更届出書（様式第11号。以下この条において「変更届出書」という。）を知事が別に定める方法により提出して届け出ることができる。

第9条第1項第3号中「第6条第1項第7項」を「第6条第2項第10号」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の規定による届出を行った者は、同項の変更があったことを証明する書類（同項第3号の事項に変更があった場合にあっては、当該変更に係る委任状その他知事が必要と認める書類）を提出しなければならない。

3 第6条第5項から第7項までの規定は、第1項の規定による届出及び前項の規定による書類の提出について準用する。この場合において、第6条第5項中「第1項ただし書及び前3項」とあるのは「第9条第1項ただし書及び第2項」と、「申請書」とあるのは「変更届出書」と、同条第6項中「第2項各号に掲げる書類」とあるのは「第9条第2項の書類」と、同条第7項中「第1項ただし書及び第2項から第4項まで」とあるのは「第9条第1項ただし書及び第2項」と読み替えるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

工 事 種 別	認定を受けた建設工事の種類
一般土木工事	土木一式工事（土） とび・土工・コンクリート工事（と） 鋼構造物工事（鋼） しゅんせつ工事（しゅ）
舗装工事	ほ装工事（ほ）
鋼橋上部工事	鋼構造物工事（鋼）
プレストレストコンクリート構造物工事	土木一式工事（土）
港湾工事	土木一式工事（土） しゅんせつ工事（しゅ）
機械設備工事	機械器具設置工事（機） 鋼構造物工事（鋼）
塗装工事	塗装工事（塗）
造園工事	造園工事（園）
さく井工事	さく井工事（井）
冷暖房衛生設備工事	管工事（管） 熱絶縁工事（絶） 消防施設工事（消）
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事（と）
維持修繕工事	土木一式工事（土） ほ装工事（ほ） 電気工事（電）

	とび・土工・コンクリート工事（と） 塗装工事（塗） 鋼構造物工事（鋼）
グラウト工事	土木一式工事（土） とび・土工・コンクリート工事（と）
一般建築工事	建築一式工事（建） 大工工事（大） 左官工事（左） とび・土工・コンクリート工事（と） 石工事（石） 屋根工事（屋） タイル・れんが・ブロック工事（タ） 鋼構造物工事（鋼） 鉄筋工事（筋） 板金工事（板） ガラス工事（ガ） 防水工事（防） 内装仕上工事（内） 建具工事（具） 清掃施設工事（清）
管工事	管工事（管） 水道施設工事（水）
電気工事	電気工事（電） 消防施設工事（消）
通信設備工事	電気通信工事（通）

注

- 1 建設工事は、この表の左欄に掲げる工事種別ごとに発注する。
- 2 競争入札に参加することができるのは、参加しようとする競争入札の工事種別について、この表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる建設工事の種類の一部又は全部の入札参加資格の認定を受け、かつ、当該工事種別に係る競争入札に参加を希望するものとして建設工事事有資格者名簿に登録された者とする。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 6 条関係) (1/3)

建設工事入札参加資格審査申請書(新規・追加)

島根県知事 様

申請年月日:平成 年 月 日

所在地

申請者 商号又は名称

代表者氏名

印

受付印

01 建設業許可番号(申請時) 02 許可年月日 03 審査基準日 04 建設業許可番号(経営事項審査時)

Table with columns for permit numbers and dates, including sub-columns for '大臣・知事コード' and '許可番号'.

*申請時と異なる場合に記入

05

Table for '商号又は名称' and 'カナ'.

06

Table for '代表者氏名', 'カナ', and '代表者役職'.

07 主たる営業所

Table for '郵便番号', '所在地', '電話番号', and 'FAX番号'.

08

Table for '法人/個人区分', '兼業の有無', and '資本金'.

09

Table for '建設業退職金共済制度'.

10

Table for 'ISO9000認証取得' and 'ISO14001認証取得'.

11

Table for '県内営業所の有無'.

※以下については土木一式及び建築一式を申請する県内業者のみ記入してください。

12

Table for 'CPDSユニット数' and 'CPDユニット数'.

*会社全体での取得数を記入

13

Table for 'しまね・ハツ・ブランド登録の有無'.

14

Table for '障害者の法定雇用義務'.

Table for '法定雇用義務数' and '障害者雇用数'.

Table for 'ゆめいくカンパニーの認定の有無'.

15

Table for '次世代育成支援行動計画策定'.

Table for '次世代育成支援行動計画策定の有無'.

Table for 'こころカンパニーの認定'.

16

Table for '子ども・女性みまもり運動事業所'.

Table for '除雪業務契約実績の有無' and years H25/H26.

Table for '建設業労働災害防止協会加入の有無'.

18

Table for 'ハートフルしまね'.

登録年月日:平成 年 月 日

(2/3)

19 工 事

島 根 県 が

区 分	許可業種 一般：1 特定：2	希望業種 に○印を 記入	島 根 県 が								
			一般土木	舗装	鋼橋上部	プレストレスト コンクリート 構造物	港湾	機械設備	塗装	造園	
土木一式			希望の有無 完成工事高	有 ・ 無			有 ・ 無	有 ・ 無			
建築一式			希望の有無 完成工事高								
大工			希望の有無 完成工事高								
左官			希望の有無 完成工事高								
とび・土工 コンクリート			希望の有無 完成工事高	有 ・ 無							
石			希望の有無 完成工事高								
屋根			希望の有無 完成工事高								
電気			希望の有無 完成工事高								
管			希望の有無 完成工事高								
タイル・れん が・ブロック			希望の有無 完成工事高								
鋼構造物			希望の有無 完成工事高	有 ・ 無		有 ・ 無			有 ・ 無		
鉄筋			希望の有無 完成工事高								
ほ装			希望の有無 完成工事高		有 ・ 無						
しゅんせつ			希望の有無 完成工事高	有 ・ 無				有 ・ 無			
板金			希望の有無 完成工事高								
ガラス			希望の有無 完成工事高								
塗装			希望の有無 完成工事高							有 ・ 無	
防水			希望の有無 完成工事高								
内装仕上			希望の有無 完成工事高								
機械器具設置			希望の有無 完成工事高						有 ・ 無		
熱絶縁			希望の有無 完成工事高								
電気通信			希望の有無 完成工事高								
造園			希望の有無 完成工事高								有 ・ 無
さく井			希望の有無 完成工事高								
建具			希望の有無 完成工事高								
水道施設			希望の有無 完成工事高								
消防施設			希望の有無 完成工事高								
清掃施設			希望の有無 完成工事高								
許可業種その他											
工事種別毎の合計											

(3/3)

20 技術者の内訳

資 格 区 分		人 数		
建設業法	建設機械施工技士	一級	人	
		二級	人	
	土木施工管理技士	一級	人	
		二級	土木	人
			鋼構造物塗装 薬液注入	人
	建築施工管理技士	一級	人	
		二級	建築	人
			躯体 仕上げ	人
	電気工事施工管理技士	一級	人	
		二級	人	
	管工事施工管理技士	一級	人	
		二級	人	
	造園施工管理技士	一級	人	
		二級	人	
建築士法	建築士	一級建築士	人	
		二級建築士	人	
		木造建築士	人	
電気工事士法	電気工事士	第一種	人	
		第二種	人	
電気事業法	電気主任技術者	第 1 種～第 3 種	人	
電気通信事業法	電気通信主任技術者		人	
水道法	給水装置工事主任技術者		人	
消防法	甲種消防設備士		人	
	乙種消防設備士		人	
地すべり防止工事士			人	
建築設備資格者			人	
一級計装士			人	
舗装施工管理技術者	一級		人	
	二級		人	
技術士法	建設		人	
	建設「鋼構造及びコンクリート」		人	
	農業「農業土木」		人	
	電気電子		人	
	機械		人	
	機械「流体工学」又は「熱工学」		人	
	上下水道		人	
	上下水道「上水道及び工業用水道」		人	
	水産「水産土木」		人	
	森林「林業」		人	
	森林「森林土木」		人	
	衛生工学		人	
	衛生工学「水質管理」		人	
衛生工学「廃棄物管理」		人		
コンクリート診断士			人	
土木鋼構造診断士			人	
コンクリート構造診断士			人	
職業能力開発促進法 (資格区分欄については具体的な資格名を記載した上で人数を記載すること。)			人	
			人	
			人	
			人	
			人	
合計 (延人数)			人	
実 人 数			人	

21 申請事務担当者

部署名 :	担当者氏名 :	電話番号 :
-------	---------	--------

様式第2号（第6条関係）

役員等名簿及び照会承諾書

住所（所在地）		
商号又は名称		
役職名等	フリガナ 氏名	生年月日
	-----	年 月 日

※名簿の記入欄が不足する場合は、2枚目以降を作成し、全てに代表者職氏名の記入及び押印をお願いします。

注意事項

1 名簿記載対象者

- (1) 法人 常勤・非常勤にかかわらず、登記事項証明書の「役員に関する事項」欄に記載されている者（以下「役員」という。）及び契約等の権限を委任するときは委任する支店等を代表する者で役員以外の者並びに相談役、顧問等の役職又は役員の家族等で実質的に経営に携わっている者
- (2) 個人 代表者となる者、代表者と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び契約等の権限を委任するときは委任する支店等を代表する者
- (3) その他の団体 法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等及び契約等の権限を委任するときは委任する支店等を代表する者で代表者、理事等以外のもの

2 提出に当たっては、氏名、生年月日の個人情報がある3の目的のために提供又は利用されることについて、必ず当該名簿に記載されている者全員の同意を得てください。

3 この名簿は、役員等が暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者であるか否かを確認するために利用し、それ以外の目的のために提供又は利用するものではありません。

年 月 日

役員等が暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者であるか否かを確認するため、島根県警察本部又は各市町村の区域を管轄する警察署に対して、本書による照会が行われることに同意します。

また、警察から得られる情報を、本書の提出を受けた地方公共団体から資格申請システムにより同時に入札参加資格審査の申請を受けた他の地方公共団体に情報提供が行われることに同意します。

なお、本書記載の内容は、事実と相違ありません。

代表者職氏名

㊟

様式第3号を削り、様式第4号を様式第3号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第4号（第6条関係）

業 態 調 書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

建設業の許可番号

1 資本関係に関する事項

(1) 会社法第2条第4号の親会社

商号又は名称	建設業の許可番号

(2) 会社法第2条第3号の子会社

商号又は名称	建設業の許可番号

(3) 会社法第2条第4号の親会社を同一とする子会社の関係を有する会社

商号又は名称	建設業の許可番号

2 役員等の兼任に関する事項

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職		
役職	氏名	商号又は名称	建設業の許可番号	役職

(注)

- 1 記入欄が足りない場合には、適宜記入欄を追加して用いること。
- 2 「建設業の許可番号」の欄には、当該他社の許可番号が分からない場合には、当該他社の主たる営業所の住所を記入すること。
- 3 「役員等」としては、代表取締役、取締役（社外取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）並びに会社更生又は民事再生の途中である会社の管財人を記入すること。
なお、監査役及び執行役員は、「役員等」に該当しない。
- 4 異動があった場合は、速やかに届け出ること。

様式第5号を削り、様式第6号を様式第5号とし、様式第7号を様式第6号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第7号 (第6条関係)

雇 用 者 関 係 調 書

(申請者) 商号又は名称: _____

1 若年者の雇用

	氏 名	生年月日	雇用年月日	職 種	備 考
1					
2					
3					
4					
5					

※申請日前2年以内に新たに雇い入れた者（雇入れの日における年齢が30歳未満のものに限る。）であって、雇入れの日から申請日まで常勤として継続して雇用している者を記載すること。

2 上記以外の継続雇用

	氏 名	生年月日	雇用年月日	職 種	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

※申請日まで常勤として2年以上継続して雇用している者を記載すること。

様式第8号から様式第10号までを削り、様式第11号その2中「(社)島根県建築士会」を「(一社)島根県建築士会」に改め、同様式を様式第8号とし、様式第12号中「平成23年1月1日から平成24年12月31日」を「申請日前2年間での活動実績が対象」に改め、同様式を様式第9号とし、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第10号 (第6条関係)

労働安全講習受講実績報告書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

	受 講 講 習 名	受講人数	備 考
1	職長・安全衛生責任者教育		
2	建設業職長のためのリスクアセスメント		
3	新総合工事業者のためのリスクアセスメント		
4	車両系建設機械（整地等） 運転業務従事者安全衛生教育（定期）		
5	建設業等における管理者のための熱中症予防教育		
6	足場の組立等作業主任者能力向上教育（定期）		
7	現場管理者統括管理講習		
	合 計		

※安全衛生講習修了証（写）も併せて提出すること。

様式第11号（第9条関係）

建設工事入札参加資格変更届出書

年 月 日

島根県知事 様

郵便番号及び

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

下記のとおり変更があったので、届け出ます。

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

※本社又は支店、営業所等の所在地が変更になった場合は、必ず変更後の郵便番号、電話番号及びFAX番号を記載すること。

様式第13号を削る。

附 則

この告示は、平成26年11月21日から施行する。

公 告

庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成17年島根県告示第208号。以下「要綱」という。）に基づき、平成27年から平成29年までにおける庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査を次のとおり行うので公告する。

平成26年11月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 資格審査の対象となる業務

庁舎の電気供給業務

2 資格審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 入札参加資格審査申請書

イ 法人にあつては、登記事項証明書又はその写し及び定款の写し

ウ 個人にあつては、身分証明書又はその写し

エ 営業経歴調書

オ 国税及び島根県における県税の滞納がないことを証する納税証明書又はその写し

カ 印鑑証明書又はその写し

キ 法人にあつては、財務諸表及び財産目録

ク 個人にあつては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書

ケ 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し

コ 82円切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒

サ アからコまでに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

なお、登記事項証明書、国税及び島根県における県税の滞納がないことを証する納税証明書並びに印鑑証明書は、申請日前3月以内に発行されたものとする。

(2) 書類の作成に用いる言語等

入札参加資格審査申請書及び営業経歴調書は、日本語で作成し、その他の書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

(3) 書類の受付期間

ア 平成26年11月21日（金）から同年12月10日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）

郵送の場合は、平成26年12月10日（水）までの消印があるものを有効とする。

イ 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(4) 書類の提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階 島根県総務部管財課財産活用推進室財産活用推進スタッフ

3 競争入札参加者の資格審査

資格審査においては、要綱第4条第3項各号に掲げる審査項目ごとに審査するものとする。

-
- 4 申請書類及び入札参加資格審査申請手引きの交付開始日及び交付方法
- (1) 交付開始日 平成26年11月21日
 - (2) 交付方法 島根県総務部管財課ホームページから取得すること。
- 5 登録の有効期間
- 平成27年1月1日から平成29年12月31日まで
- 6 資格審査の結果の通知
- 資格審査の結果は、入札参加資格審査結果通知書より申請者に通知する。
- 7 競争入札に参加できない者
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
 - (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後3年を経過しないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）
 - (3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていない者
 - (4) 国税及び島根県における県税を滞納している者
 - (5) 提出書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者
- 8 資格審査についての問合せ先
- 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階
島根県総務部管財課財産活用推進室財産活用推進スタッフ
電話 0852-22-5715 F A X 0852-22-6037